

姫路市ホームページ広告事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、姫路市広告事業実施要綱（平成20年4月1日制定。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、市ホームページにおけるバナー広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 姫路市が運営し不特定多数を対象に情報提供を行うホームページで、インターネットアドレスがwww.city.himeji.lg.jpであるホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページにおいて文字又は画像により画面表示される広告物であって、閲覧者の明示的な選択によって、当該広告物の掲載を希望し市の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページへリンクし表示することができるものをいう。

(基本的な考え方)

第3条 市ホームページに掲載する情報は、社会的に信用度の高いものでなければならないことから、バナー広告は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つものでなくてはならない。

2 バナー広告の内容及び表現は、当該バナー広告を掲出する市ホームページの特性に配慮するとともに、同ホームページによる情報提供を阻害するものであってはならない。

(広告主等の基準)

第4条 広告主になることができる者、広告の内容、リンク先のホームページの内容等の範囲に関する基準は、要綱第3条第1項各号によるほか、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 次に掲げる事項に関する基準は、市長が別に定める。

- (1) バナー広告の規格

- (2) バナー広告を掲載するページ、位置及び枠数
- (3) バナー広告の表現等
- (4) その他バナー広告に関する禁止又は制限事項

(広告の掲載期間)

第6条 バナー広告を掲載する期間は、原則として1月を単位とし、複数月にわたる掲載を妨げない。

2 本市の都合により市ホームページを停止した場合（天災その他本市の責めに帰さない理由によりやむを得ず停止した場合を除く。）は、当該停止をした日数分について、掲載期間を延長するものとする。ただし、停止をした日数が3日未満である場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

3 掲載期間の詳細については、本市と市ホームページ広告掲載業務に関する契約を締結した事業者（以下「広告取扱事業者」という。）の協議により別に定める。

(広告掲載の募集及び申込み)

第7条 市ホームページにおけるバナー広告の募集及び募集に必要な一切の事務は、広告取扱事業者が行うものとする。

2 バナー広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告取扱事業者に申し込むものとする。

3 広告取扱事業者は、前項の規定による申込みを受けたときは、当該広告の掲載の適否を判断し、適当と認める場合は、掲載するバナー広告の内容及び関連資料等をあらかじめ本市に提出し、市長の承認を得なければならない。

4 広告取扱事業者は、前項の承認を受けたときは、速やかに申込者にその旨を通知するものとする。

(広告取扱事業者による広告掲載内容の変更及び中止)

第8条 広告取扱事業者は、必要があると認めるときは、バナー広告の掲載内容（リンク先のページの変更を含む）を変更し、又は広告の掲載を中止することができる。

2 前項の規定によるバナー広告の掲載内容の変更は、1月を単位とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項のバナー広告の掲載内容の変更に準用する。

4 広告取扱事業者は、第1項の規定により中止しようとするときは、その旨を書面

で市長に申し出て、その承認を得なければならない。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告取扱事業者へ通知の上、広告主への通知その他の手続を経ずに、直ちにバナー広告の掲載を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 広告主又はバナー広告の内容が、第4条及び第5条に規定する基準に抵触することとなったとき。
- (2) 次条第1項の広告掲載料が支払われないとき。
- (3) その他要綱第5条に規定する広告掲載審査会が市ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により掲載を停止した後において、前項各号に該当しなくなったときは、速やかに掲載を再開するものとする。

3 第6条第2項の規定は、前項の停止には適用しない。

(広告掲載料等)

第10条 広告主が広告取扱事業者に対して支払う広告掲載料は、広告主と広告取扱事業者との契約において取り決めるものとする。

2 広告取扱事業者は、本市との契約に基づき、契約広告枠の使用料を本市の指定する方法により納付しなければならない。

3 前項により納付された使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、一切返還しない。

- (1) 広告主及び広告取扱事業者の責めに帰さない理由により、1月以上バナー広告を表示できなかつたとき
- (2) 第6条第2項本文の規定により掲載期間を延長しようとする場合において、掲載枠の不足などの理由で延長ができなかつたとき

4 前項の規定により返還する額は、市が広告取扱事業者及び広告主と協議の上、決定するものとする。この場合において、返還する金銭には利子を付さない。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、バナー広告の掲載及び広告の内容（リンク先のホームページの

内容を含む。)に関する一切の責任を負うものとする。

(広告取扱事業者の責務)

第12条 広告取扱事業者は、本市との契約の本旨に基づき、善良なる管理者の注意を持って適切な広告運営を行うものとする。

2 バナー広告の掲載に関する広告主との一切の調整及び連絡は、広告取扱事業者が行うものとする。

3 バナー広告に係る画像の制作その他バナー広告作成に必要な一切の事務は、広告主と調整の上、広告取扱事業者が負担するものとする。

4 広告取扱事業者は、バナー広告の掲載により第三者から損害賠償その他の請求がなされた場合は、その対応の一切を広告主と連帯して負担するものとする。

(広告取扱の部分的解除)

第12条の2 市は、次の場合に広告取扱の部分的な解除を行えるものとする。

解除できる場合	解除できる範囲
姫路市ホームページ広告掲載基準第7条に定める各トップページにおいて、空き枠数が6割以上ある状態が連続して6カ月以上発生したとき	6割
姫路市ホームページ広告掲載基準第7条に定め特集ページの各ページにおいて、広告掲載がない状態が連続して6カ月以上発生したとき	当該広告枠

2 前項の規定により取扱の部分解除がなされた場合において、第10条第2項に定める使用料は、原則として減額しないものとする。

3 市は、取扱の部分解除を行った広告枠については、第7条第1項及び第2項並びに第12条の規定に関わらず、直接当該広告枠を広告主に提供し、広告掲載料の納付を受けることができるものとする。

(広告取扱事業者の変更)

第13条 市は、広告取扱事業者がこの要領の規定に違反し、今後のバナー広告取扱事業を継続させることが不相当と判断したときは、広告取扱事業者を変更することができる。

2 前項の場合において、既に納付された第10条第2項に規定する使用料があっても市は一切返還しない。また、広告取扱事業者は、別途契約で定める違約金を市に支払わなくてはならない。

(雑則)

第14条 この要領の実施に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。